

宮城県・仙台市 緊急事態宣言発令中

期間：3月18日から5月5日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

【要請期間】 4月5日～5月5日

【対象区域】 県内全域

宮城県・仙台市 緊急事態宣言 5月5日まで延長

● 県民への要請（県内全域）

- 不要不急の外出や移動を自粛すること。
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、慎重に判断すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(第31条の6第2項)
- 歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見などの開催を自粛すること
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、
飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請等の概要

対象区域	仙台市 特措法第31条の6に基づく まん延防止等重点措置	仙台市を除く県内全域 特措法第24条第9項に基づく要請
対象期間	令和3年4月5日（月）午後8時から 令和3年5月6日（木）午前5時	令和3年4月5日（月）午後9時から 令和3年5月6日（木）午前5時
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで） 入場する者の整理等，マスク着用の周知，感染防止措置を実施しない者の入場の禁止等	午前5時から午後9時までの時間短縮営業
命令・過料	上記要請について，正当な理由が無く応じないとき ➤ 要請に係る措置を講じるよう命じることができる ➤ 命令に違反したときは，20万円以下の過料	—
その他	上記の営業時間以降，飲食店にみだりに出入りしないよう，住民に対して要請	—